



4. 償却資産の課税について

(1) 償却資産について

償却資産とは土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（構築物、機械及び装置、船舶、航空機、運搬具、工具器具及び備品等）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

具体的に例示をすると次のようなものです。

項目	内容
1 構築物	舗装路面、門や外灯、ゴルフ場のネット設備等、煙突、鉄塔、広告塔、フェンス、緑化施設、受変電設備等
2 機械及び装置	工作機械、食品加工設備、搬送設備、建設用機械、太陽光発電設備（屋根材一体型を除く）等
3 船舶	モーターボート、砂利採取船、しゅんせつ船等
4 航空機	ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具	大型特殊自動車（車両ナンバーが0又は9で始まるもの）、貨車、構内運搬具等
6 工具器具及び備品	建設・測定用具、事務機器類、電気器具、自動販売機、理・美容業器具類、陳列棚、医療器具、スポーツ・娯楽興行器具等

貸しビルのテナントなど家屋の賃借人が、店舗などに取り付けた附帯設備（事業の用に供しているもの）については償却資産とし、賃借人が納税義務者となります。

※次にあげる資産は申告の対象にはなりません。

- ・無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、ソフトウェア等）
- ・自動車、原動機付自転車のような自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ・耐用年数1年未満の資産又は取得価額10万円未満の資産で損金算入したもの
- ・取得価額が20万円未満の資産で3年間の一括償却を選択したもの

(2) 評価のしくみ

固定資産評価基準により、取得価額を基礎として、取得価額の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価額を算出します。原則として、評価額が決定価格となります。

①前年中に取得された償却資産の評価

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2}\right)$$

②前年前に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

ただし、求めた評価額が、取得価額の5%を下回った場合、その償却資産が本来の用に供されている限りは、取得価額の5%を評価額として評価します。

(3) 税額の計算

原則として決定価格を課税標準額とし、その額に税率（1.4%）を乗じたものが税額となります。

(4) 償却資産の申告について

- ①申告していただく方… 1月1日現在、久留米市において事業を営んでおられる個人及び法人です。償却資産の多少にかかわらず申告書は必ずご提出ください。
- ②申告書の提出方法… 「償却資産申告書」、「種類別明細書」などの所定の書類を市民文化庁資産税課にご提出ください。久留米市で把握している方については、申告書は毎年12月中旬頃に発送しています。申告期限は1月31日（法定申告期限）です。
- ③電子申告について… 久留米市では、インターネットによる償却資産の電子申告ができます。利用する場合は事前に準備及び手続きが必要です。詳細につきましては、eLTAX（エルタックス）ホームページをご覧ください。
(<https://www.eltax.lta.go.jp>)

